第1条(BrueSheet ソフトウェア使用許諾契約書の適用)

- 1. グレープシティ株式会社(以下「当社」といいます)は、この BrueSheet(ブルーシート)ソフトウェア使用許諾契約書 (以下「本契約」といいます)に基づき、お客様が提携サービスでご使用される場合にのみ、お客様に対し、本ソフトウェアの非独占的かつ譲渡および再許諾不可能な使用権を許諾します。
- 2. 本契約と個別のサービス約款に相違や矛盾が生じた場合には、本契約が優先して適用されるものとします。

第2条(定義)

本契約においては、次の定義が適用されます。

- 1. 「お客様」とは、本契約の各条項に従うことに同意した者(同一法人および組織に限らず、同一のアカウントを許諾された第三者を含みます。)で、かつ当社が本ソフトウェアの使用権を許諾する者をいいます。
- 2. 「本ソフトウェア」とは、BrueSheet ソフトウェアおよび付随ドキュメントをいいます。
- 3. 「本ライセンス」とは、本契約に基づき、当社が最大 12 か月の範囲内でお客様に期間を定めて許諾する本ソフトウェアの使用権およびランタイムの配布権をいいます。
- 4. 「評価ライセンス」とは、本契約に基づき、本ソフトウェアの評価を目的とする場合に限り、本ソフトウェアを提携サービス事業者が提供した日から当社が定めた期日までお客様に無償で許諾する本ソフトウェアの使用権およびランタイムの配布権をいいます。
- 5. 「ライセンス等」とは、本ライセンスおよび評価ライセンスをいいます。
- 6. 「ライセンスキー等」とは、ライセンス等を許諾したときに当社がお客様に提供するもので、その名称・提供形態に関わらず、本ソフトウェアの使用およびランタイムの配布に必要な、数字列または英数字の組合せをいいます。
- 7. 「ランタイム」とは、本ソフトウェアを実行する為に必要なファイルをいいます。
- 8. 「使用」とは、提携サービス上で、本ソフトウェアに含まれるファイルをアップロード、コーディング、コンパイル、リンク、 デバッグに用いること(第 10 号に定義される開発を含みますがこれに限りません)をいいます。
- 9. 「使用許諾期間」とは、当社が、お客様にライセンス等の使用を許諾した期間をいいます。
- 10. 「開発」とは、本アプリケーションを起動できる状態に至らせることをいいます。
- 11.「本アプリケーション」とは、本ソフトウェアを一部でも使用した、有償・無償を問わず、ネットワーク上の特定の IP アドレス単位ごと、またはドメイン名単位ごと(プライマリドメイン、サブドメインおよび独自ドメインはそれぞれ 1 つの単位とみなします。以下同じ)でランタイムが組み込まれたアプリケーションをいいます。
- 12.「提携サービス」とは、本ソフトウェアがプラグインとして機能する第三者が提供するサービスをいいます。
- 13. 「提携サービス事業者」とは、提携サービスを提供する事業者をいいます。
- 14.「アカウント」とは、提携サービス事業者が割り当てる提携サービスの利用権をいいます。

第3条(お客様への通知方法)

- 1. 当社からお客様への通知は、本契約に特段の定めのない限り、通知内容を電子メール、書面または当社のウェブサイトに掲載する等、当社が適当と判断する方法により行います。
- 2. お客様は当社からの通知が前項に定める方法によって行われることを了承し、当該通知を受領するために適宜通知の有無を確認することに同意するものとします。

第4条(本契約の変更)

- 1. 当社は次の各号のいずれかに該当する場合に、本契約を当社の判断により変更できるものとします。
 - (1). 本契約の変更がお客様の一般の利益に適合するとき。

- (2). 本契約の変更が契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容 その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2. 当社はお客様に対し、当該変更の日から起算して14日前までに、前条第1項の方法により公開または通知するものとし、お客様のうちいずれか一人でも、当該変更の日以降に本ソフトウェアをインストールすること、または、ライセンス等を使用することのいずれかを行った場合、変更後の本契約に同意したものとみなします。

第5条(ライセンス等の使用条件等)

- 1. お客様は、ライセンス等を使用するに当たり、自らの責任と負担において、アカウントを取得しなければならず、アカウントを保有していないまたはアカウントを喪失したお客様は、ライセンス等を使用できません。
- 2. お客様は、本契約に基づき本ライセンスを使用する場合、そのライセンスを使用するお客様の数にかかわらず、アカウント1つにつき 1 つの本ライセンスを取得するとともに、特定の IP アドレス単位ごとまたはドメイン名単位ごとに必要な数量の本ライセンスを取得する必要があります。
- 3. 当社は、お客様が本ライセンスのライセンス料金その他本契約に基づく債務を遅滞なく支払うことを条件として、本ライセンスを許諾します。支払期日までに支払が行われない場合、支払期日以後の利用を禁止します。

第6条(本契約の締結等)

- 1. お客様は、本ライセンスの使用を希望する場合、当社所定の様式をもって、本ライセンスを注文するものとします。
- 2. アカウントを許諾されるお客様のうちいずれか一人でもライセンス等を使用または注文のいずれかを行った場合、当社は、その時点でお客様が本契約に定める各条項に従うことに同意し、本契約が締結されたものとみなします。
- 3. 当社は、前項その他本契約の規定に関わらず、お客様によるライセンス等の使用が不適当と判断した場合には、使用を許諾しない場合があります。
- 4. 当社は、第2項に基づき本契約が締結されたものとみなした場合、お客様に対し、ライセンスキー等を発行します。お客様は、ライセンスキー等が同一のアカウント許諾者以外に漏洩しないよう、厳重にこれを管理するものとします。

第7条(使用許諾期間)

- 1. 本ライセンスの使用許諾期間は、本ライセンスの納品日から 12 か月間とし、更新はありません。ただし、前条第 1 項により別段の取り決めがある場合には、本ライセンスの使用許諾期間が 12 か月未満となる場合があります。
- 2. お客様は、使用許諾期間満了後も、本ライセンスの使用または本アプリケーションの配布を希望する場合には、当社から、再度、本ライセンスの使用許諾を受ける必要があります。

第8条(使用許諾の範囲)

- 1. お客様は、アカウント1つにつき、当社が許諾するライセンス数および期間の範囲内でライセンス等を使用できるものとします。
- 2. お客様は、注文時もしくは当初使用開始時の使用者と別の者が本ライセンスを使用する場合、または、使用者を追加する場合でも、同一のアカウントに限り、新たに本ライセンスを入手することなく、本ライセンスの使用許諾の範囲内で使用することができます。
- 3. 当社は、お客様が本ソフトウェアへのアクセスがいかなる方法によるものであっても提携サービス上での使用とみなします。
- 4. お客様は、本ソフトウェアに関するバックアップを目的とする場合に限り、本ソフトウェアを1部複製できるものとします。 但し、本ソフトウェアおよび複製物に含まれる著作権表示およびその他の権利表示を取り除くことはできないものとします。 ます。

- 5. お客様は、本アプリケーションを開発するために、本ソフトウェアに含まれるサンプルコードを改変して使用できるもの とします。
- 6. お客様は、自らまたはお客様の顧客その他第三者をして、本アプリケーションを使用して別個のアプリケーションを開発することはできないものとします。

第9条(変更通知)

- 1. お客様は、その商号または名称、本店所在地または住所、連絡先その他本ライセンス注文時に登録したお客様情報に変更があるときには、速やかに当社に連絡するものとします。変更可否については当社にて判断し、その結果を通知するものとします。
- 2. 当社は、お客様が前項の通知を怠ったことにより、お客様が通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第10条(権利義務の譲渡禁止)

お客様は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、本契約に基づく地位、権利義務の全部または一部を第三者に 譲渡しまたは承継してはならないものとします。合併、営業譲渡等による包括承継については、承継前のお客様に対し、 あらかじめ当社が書面により承諾した場合に限り承継できるものとします。

第 11 条(権利の帰属)

- 1. 本ソフトウェアに関わる著作権、商標権、およびその他一切の知的財産権は、当社、提携サービス事業者その他正当な権限を有する者に帰属します。
- 2. お客様は、本ソフトウェアに含まれる著作権表示を変更または削除できないものとします。
- 3. お客様は、本アプリケーションの特定の部分が本ソフトウェアに基づいている旨を、本アプリケーション内または本アプリケーションのマニュアルのいずれかに表示しなければなりません。この著作権表示は以下の形態で記載する必要があります。

BrueSheet

Copyright (C) 2020 GrapeCity inc.

- 4. 本ソフトウェアからアクセスされ表示・利用できる各コンテンツについての著作権その他の知的財産権は、各情報コンテンツ提供会社に帰属し、著作権法およびその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。
- 5. 本ソフトウェアに当社以外の第三者から提供される各コンテンツが含まれる場合、それらの著作権その他の知的財産権は、提供者である第三者に帰属します。

第12条(禁止事項)

お客様は、次の各号のいずれかの行為をしてはならず、当社は、同一のアカウントで本ライセンスを許諾されたお客様の うちいずれか一人でもこれらの行為のいずれかを行ったと判断した場合、お客様に対し何らの催告を要せずただちに本 契約の全部または一部を解除できるものとします。

- 1. 自らまたは第三者をして本ソフトウェアまたはランタイムをリバースエンジニアリング、逆アセンブルもしくは逆コンパイルする行為。
- 2. 本ソフトウェアに含まれるファイルをコーディング・コンパイル・リンク・デバッグに用いる行為。
- 3. 当社の事前の承諾を得ることなく、本ソフトウェアまたはライセンス等を第三者へ転売、貸借、貸与もしくは譲渡する行為。
- 4. 本ソフトウェアまたはライセンス等に担保権を設定する行為。

- 5. 当社の書面による事前の承諾を得ることなく、お客様の提供するサービス(有償・無償を問わず)の一環として本ソフトウェアを使用する行為。
- 6. 当社の書面による事前の承諾を得ることなく、お客様の顧客に本アプリケーションを複製し、当該複製物を譲渡し、 貸与し、または公衆送信する等の方法により提供し、使用させる行為。
- 7. アプリケーション開発を目的として本アプリケーションを使用する行為、またはツールおよびライブラリ等を販売する ために本ソフトウェアを使用する行為。
- 8. 本ソフトウェアのライセンスキー等を同一のアカウント許諾者以外に対して開示、漏えいする行為。
- 9. 本ソフトウェアに収録されているファイルのうち、当社が許可するファイル以外を使用する行為。
- 10.提携サービス事業者が定める規約等本ソフトウェアに関する契約類に違反する行為。
- 11.ライセンス等を他のアカウント(お客様のアカウントであるかを問いません)に変更する行為。

第13条(使用状況の記録と監査)

- 1. お客様は、本ソフトウェアおよびライセンス等の使用状況を当社に開示できるよう、常に適切な記録をとり、これを保管しなければなりません。
- 2. 当社はお客様に対し、本ソフトウェアおよびライセンス等について使用許諾したライセンス数と、お客様が実際に使用されているライセンス数を調査する内部監査を請求できるものとします。内部監査請求はお客様に事前に書面で通知され、お客様は内部監査の結果に基づき、本ソフトウェアおよびライセンス等の適正な使用を証明するお客様の署名入り文書を、内部監査請求から30日以内に当社に提出するものとします。
- 3. 当社はお客様に対し、本契約の遵守を是認するために、お客様の本社または各事業所等に立ち入って監査する場合があります。但し、かかる監査は 15 日前までにお客様に書面で通知し、同意を得た上で当社または当社が指定する第三者により、お客様の営業時間内に事業活動を不当に妨害しない方法で行うこととします。
- 4. お客様が行った内部監査または当社が行った監査の結果、お客様による本ソフトウェアおよびライセンス等の使用が、許諾された数・期間を超えることが判明した場合、お客様は超過使用のライセンスについて当社が指定する超過料金を、本契約に従って支払わなければなりません。

第14条(支払)

- 1. お客様は、本ライセンスのライセンス料金の支払、その他本契約に基づく債務を、消費税法に定める税額を加算したうえで、お客様と当社間で別に取り決めた方法、期日により支払うものとします。
- 2. お客様が前項に基づく債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、その不履行の時点にかかわらず、お客様は所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年 14.6%の利率で計算した金額を遅延損害金として、本ライセンスのライセンス料金その他と一括して、当社が指定する期日までに当社の指定する方法により支払うものとします。
- 3. 前項の支払に必要な振込手数料その他の費用は、お客様の負担とします。
- 4. 本条第1項にかかわらず、お客様が本ライセンスの販売を当社から許諾された法人または法人に準ずる団体(以下、「販売店」といいます)を経由してライセンス料金および関連してその他手数料(以下、「費用」といいます)を支払う場合は、費用および支払い条件はお客様と販売店の間で取り決めた方法に従うものとします。
- 5. 同一のアカウントで本ライセンスを許諾されたお客様が複数いる場合、お客様は、それぞれが連帯して、本契約に基づく債務(本条に定める金銭支払義務を含みますがこれに限りません。)の全部を履行する責任を負います。

第15条(期限の利益の喪失)

お客様は、同一のアカウントで本ライセンスを許諾されたお客様のうちいずれか一人でも第 12 条に定める禁止事項に 該当する行為を行ったと当社が認めた場合、当社に対する一切の債務について当社から何らの通知催告を受けなくても 当然に期限の利益を喪失し、ただちに当社にその全額を弁済するものとします。

第16条(契約の解除)

- 1. お客様は、使用許諾期間内においても、本ソフトウェア、ランタイムおよび本アプリケーションを特定の提携サービスから削除し、指定する複製物のすべてを破棄し、その旨を証明する文書を添えて当社に申し出ることにより、本契約を解除できるものとします。
- 2. 当社は、同一のアカウントで本ライセンスを許諾されたお客様のうちいずれか一人でも次の各号のいずれかに該当 すると判断した場合、お客様に対し何らの催告を要せずただちに本契約の全部または一部を解除できるものとします。
 - (1). 本契約に違反したとき。
 - (2). 本契約に基づく義務を履行せず、相当期間を定めて書面による催告をした後もなおこれを履行しないとき。
 - (3). 差押、仮差押、仮処分、競売の申立て、公売処分または租税滞納処分を受け、または破産、民事再生、会社 更生の申立があったとき。
 - (4). 手形または小切手を不渡りとしたとき、または手形交換所の取引停止処分を受けたとき、その他支払停止または不能の状態に陥ったとき。
 - (5). 会社が解散したとき、または会社清算手続が開始されたとき。
 - (6). 信用資力の低下があったとき。
 - (7). 関係官庁から営業の許可取消処分または停止処分を受けたとき、または営業の許可を返上しようとしたとき。
 - (8). 本契約を履行することが困難となる事由が生じたとき。
 - (9). 当社または第三者に対する債務の履行猶予の申出、債権者集会の招集準備または主要資産の処分の準備、その他債務の履行が困難と認められる事由が生じたとき。
 - (10). 当社に対する詐術その他の背信的行為があったとき。
 - (11). お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力であることが判明したとき。

第17条(契約終了後の措置)

- 1. お客様は、使用許諾期間の満了、前条に基づく解除その他事由のいかんを問わず本契約が終了した場合、次の各号に定める対応をするものとします。
 - (1). ただちに本ソフトウェアおよび本アプリケーションを特定の提携サービスから削除し、指定する複製物のすべてを破棄すること。
 - (2). 当該終了時点において本ソフトウェアのライセンス料金(第 14 条 2 項の遅延損害金を含みます)その他本契約に基づく当社に対する未払いの債務がある場合には、当社が定める日までにこれを支払うこと。
- 2. お客様は、当社に対し、既に支払ったライセンス料金の全部または一部の返還を求めることはできないものとします。

第 18 条(限定保証)

本ソフトウェアおよびライセンスキー等に当社の責に帰すべき物理的な欠陥(納品物の破損等)があった場合、本ソフトウェア購入後 30 日以内に限り、無償で交換します。

第19条(免責)

- 1. 当社は、お客様が本ソフトウェアを使用する目的いかんにかかわらず、本ソフトウェアがお客様の特定の目的のために適当であること、または有用であること、本ソフトウェアに欠陥が無いこと、当社および提携サービス事業者が指定する動作環境以外で正常に動作することのいずれも保証しません。但し、お客様が、本ソフトウェアの欠陥を発見し、提携サービス事業者を介して、当社に対し、当該欠陥につき報告をした場合、当社は、合理的な期間内に当社が適切と考える方法により改善を行うよう努力するものとします。
- 2. 当社は本ソフトウェアの使用に付随または関連して生ずる直接的または間接的な損失・障害等について、それらの 予見または予見可能性の有無にかかわらず一切の責任を負わないものとします。
- 3. 本条第 1 項および第 2 項の規定は、当社に故意または重過失がある場合、または、お客様が消費者契約法上の消費者に該当する場合には適用されません。
- 4. 当社は、提携サービスの不具合により生じた本ソフトウェア上の不具合について一切責任を負うものではなく、また、 提携サービスの内容変更に伴い本ソフトウェアの内容を変更する義務を負うものではありません。

第20条(損害賠償額の制限)

- 1. 本契約に関して、当社が損害賠償責任を負う場合でも、その賠償額は、損害賠償の請求またはライセンス料金の減額その他請求内容のいかんを問わず、お客様が当社に本ソフトウェアの対価として支払った総額を限度額として賠償責任を負うものとします。但し、当社に故意または重過失がある場合で、かつお客様が消費者契約法上の消費者に該当する場合には、この限りではありません。
- 2. 当社は、本契約の各条項において保証しないとしている事項、責任を負わないとしている事項、お客様責任としている事項その他当社の責めに帰すべからざる事項については、一切の責任を負いません。

第21条(仕様の変更)

当社はお客様に対する何らの予告なしに本ソフトウェアの仕様変更、改良および不具合その他に関わる改変を行うことがあります。

第22条(輸出管理)

お客様がソフトウェアを日本国外に持ち出す場合、日本国内外の輸出管理に関連する法規を遵守するものとします。

第23条(秘密情報の取扱い)

- 1. お客様および当社は、本契約に基づき相手方より提供を受けた技術上または営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報(以下、「秘密情報」といいます)を第三者に開示または漏洩しないものとします。但し、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合および次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではないものとします。
 - (1). 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (2). 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3). 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - (4). 本契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
 - (5). 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報
- 2. 前項の定めに関わらず、お客様および当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づきまたは権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先または当該官公署に対し開示できるものとします。この

場合、お客様および当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後、速やかにこれを行うものとします。

- 3. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本契約の目的の範囲内でのみ利用し、本契約の目的に必要な範囲内に限り秘密情報を化体した資料などを複製または改変(以下、「複製など」といいます)できるものとします。この場合、お客様および当社は、当該複製などされた秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。
- 4. お客様および当社は、秘密情報の目的外利用、漏えい、紛失、誤消去、改ざん、不正アクセスなどが生じないように必要な措置を講じなければならないものとします。
- 5. お客様および当社は、本契約が終了した場合または、相手方から要求された場合には、その要求に従い、ただちに 秘密情報を相手方に返還し、消去し、または廃棄するとともに、廃棄証明書を提出するものとします。
- 6. お客様および当社は、秘密情報に接した自らの従業員が退職するときは、退職後も秘密保持義務の遵守義務を負う ことについて、契約書または誓約書で明らかにし、法令で許容される範囲で継続してその義務を負わなければならな いものとします。

第24条(個人情報の取扱い)

- 1. お客様および当社は、本契約に基づき相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報 (個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。以下同じ)を、本契約の目的の範囲内でのみ利用 し、第三者に開示または漏洩しないものとするとともに、関連法令を遵守するものとします。
- 2. 当社は、当社プライバシーポリシー(https://www.grapecity.co.jp/privacy/)に則り、お客様の個人情報を第三者に開示または漏えいしないものとするとともに、関連法令を遵守するものとします。
- 3. 個人情報の取扱いについては、前条(秘密情報の取扱い)第2項および第4項乃至第6項の規定を準用するものとします。

第25条(存続条項)

本契約の終了および使用許諾期間満了後も、第 11 条(権利の帰属)、第 12 条(禁止事項)、第 14 条(支払)、第 19 条 (免責)、第 20 条 (損害賠償額の制限)、第 23 条 (秘密情報の取扱い)、第 24 条 (個人情報の取扱い)第 26条 (合意管轄)、第 27 条 (準拠法)はなお有効に存続するものとします。

第26条(合意管轄)

お客様と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、当社の本社所在地を管轄する地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第 27条(準拠法)

本契約の成立、効力、履行および解釈に関する準拠法は、日本国法とします。

第 28条(協議等)

本契約に規定のない事項および規定された項目について疑義が生じた場合は、両者誠意をもって協議の上解決することとします。協議の結果、本契約のいずれかの部分が無効となった場合でも、本契約の全体の有効性に影響がないものとします。

付則

本契約は 2022 年 10 月 21 日より改定するものとします。